

公益財団法人大田原市農業公社役員及び評議員の報酬並びに費用弁償
に関する規程

平成25年4月1日 大農公規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大田原市農業公社（以下「公社」という。）の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償の支給に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 公社の役員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前項の役員等に対する報酬は、評議員会、理事会等の出席者に対して支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 公社の役員等の報酬は、出席の都度、直接役員等に支払うものとする。

ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除したものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき、自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用弁償)

第4条 公社の役員等が業務遂行のため会議に出席し、又は出張したときは、費用を弁償する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、公益財団法人大田原市農業公社の給与及び旅費に関する規程（平成25年規程3号。以下「給与及び旅費に関する規程」という。）に定める事務局長の職にある者に支給する旅費の例による。

(費用弁償の支給方法)

第5条 公社の役員等の費用弁償は、第3条に規定する報酬の支給方法の例による。

(重複給与の禁止)

第6条 第2条の規定による報酬は、大田原市の一般職及び特別職、那須野農業協同組合の役職員、県職員等で条例又は規則等により給与の支給を受けている者又は給与及び旅費に関する規程第1条及び第2条に規定する職員が、当該評議員又は役員に就任したときは支給しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益財団法人大田原市農業公社の設立の登記の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に、財団法人大田原市農業公社役員、評議員及び評議員選定委員会委員の報酬並びに費用弁償に関する規程によりなされた行為その他の事務等は、な

お従前の例による。

別表（第2条関係）

| 職 名 | 報 酬 の 額 |
|-------------------|----------------|
| 公益財団法人大田原市農業公社評議員 | 日 額 6, 4 0 0 円 |
| 公益財団法人大田原市農業公社役員 | 日 額 6, 4 0 0 円 |